

## 登園許可証(医療機関が記入)

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

| ○印 | 病 名                | 登 園 停 止 期 間                                        |
|----|--------------------|----------------------------------------------------|
| 1  | 麻疹(はしか)            | 解熱後、3日を経過するまで                                      |
| 2  | インフルエンザ            | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日<br>(乳児から幼児については3日※①)を経過するまで |
| 3  | 風しん(三日はしか)         | 発しんが消失するまで                                         |
| 4  | 水痘(水ぼうそう)          | すべての発しんが痂皮化するまで                                    |
| 5  | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)    | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで        |
| 6  | 結核                 | 感染の恐れがなくなるまで                                       |
| 7  | 流行性角結膜炎(はやり目)      | 感染の恐れがなくなるまで                                       |
| 8  | 百日咳                | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで            |
| 9  | 腸管出血性大腸菌感性症(O-157) | 感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで                              |
| 10 | 急性出血性結膜炎           | 医師の判断がでるまで                                         |
| 11 | 咽頭結膜炎(プール熱)        | 主症状が消失した後2日を経過するまで                                 |
| 12 | 髄膜炎菌性髄膜炎           | 感染の恐れがなくなるまで                                       |

※① 乳児から幼児については、ウィルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

府内保育園

園児名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

月 日から登園してもよいことを証明します

医療機関名

医師名

印又はサイン

切り取り

## 登園許可証(医療機関が記入)

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

| ○印 | 病 名                | 登 園 停 止 期 間                                        |
|----|--------------------|----------------------------------------------------|
| 1  | 麻疹(はしか)            | 解熱後、3日を経過するまで                                      |
| 2  | インフルエンザ            | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日<br>(乳児から幼児については3日※①)を経過するまで |
| 3  | 風しん(三日はしか)         | 発しんが消失するまで                                         |
| 4  | 水痘(水ぼうそう)          | すべての発しんが痂皮化するまで                                    |
| 5  | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)    | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで        |
| 6  | 結核                 | 感染の恐れがなくなるまで                                       |
| 7  | 流行性角結膜炎(はやり目)      | 感染の恐れがなくなるまで                                       |
| 8  | 百日咳                | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで            |
| 9  | 腸管出血性大腸菌感性症(O-157) | 感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで                              |
| 10 | 急性出血性結膜炎           | 医師の判断がでるまで                                         |
| 11 | 咽頭結膜炎(プール熱)        | 主症状が消失した後2日を経過するまで                                 |
| 12 | 髄膜炎菌性髄膜炎           | 感染の恐れがなくなるまで                                       |

※① 乳児から幼児については、ウィルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

府内保育園

園児名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

月 日から登園してもよいことを証明します

医療機関名

医師名

印又はサイン